

京都市消防局訓令乙第6号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

平成25年10月8日

京都市消防局長 長谷川 純

第10条第1項の表中

「

市域における水災の状況等から、局本部長が必要と認めたとき。

を

「

- (1) 気象庁が市域に大雨又は暴風に関する気象特別警報（以下「特別警報」という。）を公表し、局本部長が必要と認めたとき。
- (2) 市域における水災の状況等から、局本部長が必要と認めたとき。

に改め、

同条第2項中「警報」の右に「又は特別警報」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年10月9日から施行する。

（消防局警防部警防計画課）